

わ寄せされている今日、小企業者の金融難を救うことのためには、信用補完制度を重点的に拡充することが第一であります。特に小企業者を対象とする特別小口保険については、今後すみやかに付保限度額を百万円程度に引き上げることが望ましいのであります。

第二点は、特別小口保険と他種保険との関係であります。

現行制度では、専別小口と第一種あるいは二
回新設される無担保保険とを並行して付保するこ
とができないことになつておりますが、これでは
小企業者にとつては金融の道が制約されることに
なり、信用保証協会にとつては、いたずらに事務
の煩瑣を来たすのみでありまして、明らかに制度改善をはかる
べきであります。

第一点は、特別小小口保険の立場が問題であります。この制度を利用する小企業者が具備すべき要件、すなわち居住要件と納税要件については、現在、発足当時に比較すれば相当緩和されではありますけれども、なお納税要件を満たさないために、制度の恩典に浴さない小企業者があることは、法案審議の際に明らかになっておるところであります。すなわち、所得割りのつかない住民税の納税者がそれであります。これらほんとうの零細業者を縮め出すことは、何としても忍びないのでありますて、均等割りを納税した小企業者にも制度が均てんするよう要件緩和をはかるべきであります。

ことを明らかにされましたか、このようないことは本法によって救済される中小企業者の数は、まさに晴天の星であります。負債額十億円以上の産業者は、実績によれば全体の一%足らずであり、その上中小企業者のほうまで制約されなければ、本法制定の意義はほとんど失われると言わなければなりません。さらに、再下請の中小企業者は、主として本法第二条第一項第二号によつてなに含まれ得るはずでありますが、この点も政府は方針を明らかにしていないのであります。これらのはかにも種々問題がありますが、要は、本法が羊頭狗肉のものとならないよう、本決議案の趣旨に沿つて弾力的に運用すべきことをぜひ強く要請をいたしておきます。

第三点は、本法の恒久化が趣旨であります。本法の有効期限が昭和四十二年三月末までとなつておりますが、この程度の期間内に本法の使命が達成されるのははなはだ困難であると考えられますし、本法の目的、内容から見て、本来恒久法とすべき性質のものであることも、再々指摘したところであります。今後の経済情勢の推移に即応し、中小企業者の要請にこたえて随時期限延長等の措置をとつていくべきであります。

最後に、両法案に通ずる問題として、信用補完制度拡充のための財政措置について政府に特に要望いたします。

今回の第三次補正予算に十億円の信用保険公庫への出資が計上されおりますが、必ずしも十分ではありません。それはただいま私が申し上げたとおりであります。信用補完制度を拡充するためには、公庫の保険準備基金の増強、融資基金の増強による信用保証協会の保証機能の強化、信用保証協会への出捐金の増額等々、各般の施策を総合的に強力に推進しなければならないのであります。政府は、明四十一年度予算等において、重大な決意をもつてこれに対処すべきものと考えます。

以上、提案の趣旨を御説明いたしましたが、何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げるとともに、各項目ごとに通産大臣の所信を表明されることを要望いたしまして、説明を終わります。(拍手)

○内田委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議を付するの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長　起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

次に、中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議を付するの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められております。これを許します。三木通商産業大臣。

○三木国務大臣 ただいま二つの附帯決議案が議決をされたわけであります。特別小口制度あるいは小口制度と他種保険との併用の問題、あるいは中小企業者の小口保険に対する要件の緩和、さらに臨時措置法案に対しても倒産関連企業の負債認定基準を下げるという問題、あるいは保険公庫への出資金の増額、有効期限延長の処置を講ずるようにして、いずれもその精神はよくわかります。その精神を尊重して、その精神が今後生かされるように努力をすることをお約束いたします。

○内田委員長 おはかりいたします。

両法案に関する委員会報告書の作成に関しましては委員長に御一任を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議がないと認めます。よつてさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次公会は公報をもつてお知らせする」ととして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時六分散会

昭和四十一年一月六日印刷

昭和四十一年一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局